

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成23年11月21日 午前 9時00分 開会 午後11時51分 閉会
2 場 所	議員控室
3 出席委員	土橋秀雄委員長 高橋英俊副委員長 奥津勝子委員 片野哲生委員 高橋富美子委員 坂田よう子委員 清水弘子委員 渡辺順子議長
4 傍聴議員	竹内恵美子議員 鈴木京子議員 関威國議員
5 説明員	中崎久雄町長 鈴木首席理事 二挺木理事 岩本総務課長 齋藤副主幹 笹山建設課長 平田技幹 竹内技幹 長岡副主幹 木村主査 露木主査 由井都市計画課長 小瀬村副技幹 秋本主任主事 脇坂技師補 押野副主幹 添田主任主事
6 職務のため 出席した職員	局長 飯田 隆 書記 山口芳弘
7 協議等の事項	(1) 大磯町附属機関の設置に関する条例の一部改正について (2) 大磯町道路占用料徴収条例の一部改正について (3) 台風15号に伴う倒木による自動車への損害賠償について (4) 大磯町下水道条例の一部改正について (5) 町道認定について (6) 大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例(案)について (7) 地域公共交通(コミュニティバス)の進捗状況について (8) 国府新宿周辺道路状況について (9) 大磯町公共下水道事業認可の変更について (10) 行政評価の実施について (11) 機構改革について (12) その他
8 その他	一般傍聴 なし

(1) 大磯町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

本年6月議会に引き続き2回目の改正となる。規則・要綱で設置している委員会、審議会等を自治法第138条の4第3項により、及び個別の設置条例で規定されているものを附属機関として本条例・別表に整理して加える。

その他、附則において規則・要綱で規定している報酬を大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に位置づける。また個別の設置条例は廃止し、内容は規則で定める。施行日は条例公布日からとする。

◎主な質疑

問. 改正することで、今までとどう違うのか。

答. 規則・要綱で定めていたものが条例で位置づけされる。個別条例で規定していたものが集約されて別表に載るので町民にとっても分かり易くなる。

(2) 大磯町道路占用料徴収条例の一部改正について

平成17年度に改正しているが、国の算定基準や占用物件区分が細分化等され、県もそれに伴い地価下落等も勘案し、平成23年4月に改正を行った。町でも県条例を準用していることから占用物件区分及び占用料単価を改正する。

内容は電柱占用料を増とし、地下埋設管は6区分を10区分とし占用料は減とした。施行は、平成24年4月1日。

◎主な質疑

問. 県と違うところはないか。

答. 同じ形である。

問. 地価の下落を反映して平成24年に施行されるが、この改正は町としてプラスになるのか。

答. 相対的には低めとなる。平成22年度は1308万円、平成24年度は1305万円との試算をしている。

(3) 台風15号に伴う倒木による自動車への損害賠償について

平成23年9月21日の台風15号により、東小磯618番5先の町道路敷地の樹高10mのイチョウの木が折れて、軽ワンボックス車に落下し車を損壊させた事案である。不可抗力によるものではなく、土地所有者である町が責めを負うことを確認した。このため12月議会において損害賠償の額を定めることの議案を上程する。

◎主な質疑

問. 算定方法確認したい。新車でも買ったらずぐ減価償却するが、算定の裏付けは何か。

答. 修繕した場合の見積もりをもらっている。

問. 場所は町の責任の土地か。弁護士に相談したか。

答. 町の土地である。弁護士とも相談した。

#### (4) 大磯町下水道条例の一部改正について

製造業又はガス供給業の用に供する施設から流域下水道に排除される汚水の水質基準は、それらの施設から排除される汚水の合計量が最終処理場の4分の1以上である場合は、条例で他の業種より厳しい基準にすることができると法令の定めがあり、町条例でも水質基準を厳しくしている。

四之宮管理センター内においては平成19年度より当該業種の排水量は全体汚水量の4分の1以下となり、平成42年度における計画流入水質が処理施設で安定的な処理ができることが示されたことにより、規制緩和の条例改正を行うものである。

平成18年度流入量の割合26.2%が平成19年度から22%台になった。

施行は、平成24年1月1日からである。

##### ◎主な質疑

問. 平成19年度から下がった要因は何か。製造業が少なくなったのか。

答. 製造業の汚水量は毎年減っている。一般家庭汚水量は増えている。その両方の関係で割合が下回った。

問. 大磯町で該当するのはどこで、どのくらいか。

答. 町では日本端子が該当する。おそらく製造業等の数が減っているのではないか。

#### (5) 町道認定について

本日の最後の審査とした。

パワーポイントにより説明があった。国府本郷祇園塚付近、国府本郷37号線と国府本郷8号線を結ぶ道路で国府本郷76号線、延長68.0mを町道認定するもの。

平成23年10月26日に所有権移転完了、同年10月13日に寄附を受けた。

午後から現場調査を行った。協議会全員と傍聴議員、担当課、議会事務局。

##### ◎主な質疑

問. 町道路線認定等の基準要領、4(1)幹線、②にある「文化的」とあるが、生活道路は文化的ではないのではないか。

答. 幹線一般の選定で、文化的と言う抽象的な表現になっている。

問. 確認だが、平成23年11月云々で、無償寄附を受けたということだが。

答. 平成23年10月に無償寄附を受けた。

#### (6) 大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例(案)について

パワーポイントにより説明があった。

##### ◎主な質疑

問. 応募から入居までの流れであるが、公平であることが大切。どのように想定しているのか。ひとり親家庭も多いが。月収5万円では生活保護なのか。6年後に家賃22,000円でやっていけるのか不安感がある。

答. 入居者の選考は条例の第9条に6つ規定されている、これに当てはまるもので行う。また困窮状況を確認し、困窮度合いの高いものから選考し、該当応募が上回る場合は公開抽選となる。抽選によらず優先的に入居できる規定が

同条第4項に5つ明記されている。

家賃については急激に上がるのに抵抗感を持っている方もいるので、特例を使えるものは使っていく。

生活保護の資料はないので、確認する。

問. 入居のときは、条例に当てはまるが、数年経ったときに見直しをする体制は整っているか。

答. 収入等が変わっていく場合もあることと、家賃算定もあるので毎年、収入申告してもらう。同居者は変更届で毎年確認していく。

問. 前に一般質問でもあったが、高級車を持っている人が入居したとかあったので、選定をしっかりともらいたい。福祉の観点から入居者が入れるよう考えてもらいたい。

答. 平成23年4月1日現在32名の方で平均年齢が66.75歳である。半数以上が後期高齢者である。高級車持っている人はいない。公募の方は本当に困っていると感じる。そういう方に入ってもらうのが基本と考えている。

問. 町営住宅跡地は、その後はきちっと更地になるのか。

答. 転居後の町営住宅は取り壊し、更地として今後土地利用を検討していく。

問. 実際の入居者はかなり福祉分野に係わりのある方がいると思うが、都市計画と福祉と協働でやって行くと思うが、機構改革もあることから次回の委員会で聞かせてもらいたい。

答. 建築分野のスタッフはいるが、福祉分野はいないので機構改革でも検討してもらって次に示せるようにしたい。

#### (7) 地域公共交通（コミュニティバス）の進捗状況について

パワーポイントにより現在の進捗状況について説明があった。資料なし。

現在富士見地区の運行を町内に広げるよう検討した。

来年度実施を目指して検討したところ①コミュニティバスを二宮駅まで乗入れ

②黒岩～恒道園まで③馬場公園～城山トンネル～東小磯跨線橋～大磯駅④大磯駅～公所・大磯線～高麗大橋～ロイヤル横～新花水橋～大磯駅。いずれも神奈中に一本化する。12月補正では経費（停留所設置、時刻表作成等）を補正する。

平成24年4月新路線運行開始。

#### ◎主な質疑

問. 神奈中に一本化するということだが、どうなるのか。

答. 今まで国府支所から二宮診療所まで運行していたが非効率ということで、一本化する。57人乗りを32人乗りにする。二宮駅まで延ばし、昼間は城山トンネルをとおり西小磯・東小磯～大磯駅～高麗2丁目、3丁目～高麗大橋～新花水橋～たまや前～大磯駅へのルートで運行する。

問. 赤坂台、松濤台には入らないのか。

答. 道路運送法上の許可は車幅、道路幅、住宅密集状況、どこまで走らせるか等がある。また直進のみでUターン、バックできないなど条件が厳しい。

当該地はクランクもあり、バスで通るのは難しい。

まずは通れる道でやって行きたい。

問. 今回の補正はどこまでの範囲までか。便数はどうなるのか。

答. 4月から運行できるように停留所作成、ダイヤ作成委託費を計上する。

高麗、西・東小磯は昼間1便、富士見地区は2便、国府支所から二宮駅までは残り約10便を考えている。

(8) 国府新宿周辺道路状況について

パワーポイントで説明。4m以上のもので互いに連絡がない状況である。赤い部分は今後認定して行きたい。葛川左岸は管理道路を含めて整備したい。二宮境は確定して設定したい。

◎質疑 なし

(9) 大磯町公共下水道事業認可の変更について

平成32年までの全体計画が計画人口35,600人であるのを、平成42年では29,600人に見直した。その見直しにおいて、平成32年の行政人口が旧計画では、36,500人となっていたものを32,400人に見直しを行い、総合計画の人口33,000人に近づけた。

現在の事業認可期間が平成23年3月31日まで認可区域は462.44haである。これを平成31年3月31日まで延伸、区域は市街化区域全体の548haに拡大するものである。

◎主な質疑

問. 神明町の紅葉山の付近は何時ごろになるのか。

答. 平成27年～30年ぐらいである。遅くなるのは迂回路がないことで地元調整に手間取った過去がある。

問. 上の方では組合で行っているの、そこと行ってもらいたい。

答. 組合とは何度か話をしている。交通等の問題が解決すれば、工事の前倒しは可能と思う。

(10) 行政評価の実施について

目的は①予算編成の判断材料とする。②町政の透明性の確保。③職員の意識改革を図る。評価方法は、平成24年度予算要求事業8事業位を学識経験者、町民から構成された大磯町行政評価委員会で公開で行う。その結果を予算編成の判断材料とするもの。12月5日(対象事業選定)、12月18日(行政評価実施)に行う予定。

◎主な質疑

問. 昨年度の諸坂先生が行った形になるのか。

答. 同じ形態となる。

問. 8事業は従来どうしようかというものを示している。今回はどう考えているのか。

答. 選定方法は、24年度予算要求あったもの、町民にどのように効果があるのか、

反映するものかを選定していく。評価も町民に分かり易くシートなどを使う。

問. 廃止したもので、チャレンジがあるがその後のことを行政評価も含め報告してくれるか。

答. 行ったものがどうなったのかは、それぞれ両委員会委員長に協議して委員会で行っていきたいと考えている。

問. 1回目の事業選定は公開しないのか。

答. 1回目は公開しない方針で考えていたが、公開するように調整して行く。

(11) 機構改革について・・・資料なし、口頭説明。

平成24年4月から実施のため準備を進めている。行政推進会議で組織の見直しを進め、行政幹部会議で意見を参考に行っていきたい。

現行の組織を検討し、課の中に中間的な責任者を設ける、役職や年齢的なことも考慮し、人材を育てるような組織づくりにする。連携する組織、危機管理の充実、専門部門の設置でスムーズな移行を可能とする。3月議会に一部改正を上程したい。今後基本方針を定め、逐次報告する。

◎主な質疑

問. 大幅な改革となるのか。1月までには概ねできていないとまずくないか。

答. 大幅な変更は考えていない。今月中に基本方針を定め、12月、1月に素案を作成し、3月に上程したい。

問. 来年度予算との関係では、どこまで新組織が加味してできるのか。

答. これから基本方針を定めるが、今の組織体制のままをお願いしたい。

(12) その他

なし